

## 第4章 療育・教育の充実

### 1. 療育・幼児教育の充実

#### ◇ 現状と課題

障がい児の心身の育成は、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加につながります。

このため、健康診査等により障がいの早期発見を図るとともに、障がいの程度に応じ適切な療育を実施する体制の整備を図ることが重要であります。

療育は視覚、聴覚・言語、肢体不自由、知的障がい等の障がいに応じた施設が必要であり、本市においては、障害児通所支援事業所の「のぞみ園」において障がい児の機能訓練と療育指導を行っており、保育所においては、受け入れ可能な障がい児等に対するの保育、ことばに障がいのある幼児については、言語障害通級指導教室（ことばの教室）を開設し、心身の発達に応じた言語の指導を行っています。

また、子どもの進路に対する悩みや不安がある保護者には、悩みなどを軽減するために専門的な相談窓口において適切なアドバイスが必要となっています。

障がい児に係る相談は、市の保健福祉部門、教育委員会、児童相談所等で行っています。

相談窓口が障がい児の進路を決めていく上で重要な役割を担っていることから、各関係機関との連携を密にして相談体制の一層の充実を図ることが重要です。

#### ◆ 施策の基本的方向

障がい児一人ひとりの特性に応じた効果的な療育に努めるため、療育施設及び専門職員の充実に努めます。

#### ●目標1：療育担当者会議の充実（障害福祉Gのぞみ園）

障がい児の早期発見、早期治療等を関係者の密接な関係のもとに、総合的かつ効果的に推進します。

●目標 2：障がい児の療育体制の充実（再掲）（障害福祉 G）

障がい児の早期発見、各種相談、情報提供、関係機関との連携を図り、療育体制の充実に努めます。

●目標 3：言語障害通級指導教室における指導の充実（学校教育 G）

幼児・児童のことばの遅れ等に対する指導の充実に努めます。

●目標 4：職員の資質の向上（障害福祉 G、子育て G）

療育・幼児教育の関係施設との情報交換の場の設定や、研修会の開催などにより、職員の資質の向上に努めます。

●目標 5：のぞみ園の療育機能強化（障害福祉 G）

増加傾向にある利用児への適切な療育サービスを提供するために、安定した人員体制と、障がい児個々の状況に幅広く対応できる専門性をもった職員の配置を可能にし、のぞみ園の療育サービスの更なる質の向上が図れるよう、民間委託もひとつの選択肢として、のぞみ園の将来運営について検討します。

## 2. 教育施策の充実

### ◇ 現状と課題

障がい児に対して、早期から適切な教育的対応を行うことは、望ましい成長発達を図る上で極めて重要です。

障がいがあることにより、小中学校の普通学級における教育を受けることが困難であったり、普通学級における教育だけでは、その能力を十分に伸ばすことが困難な児童・生徒については、その能力を最大限にのばし、社会的な自立及び参加を可能とするため、障がいの種類、程度等に応じ、より手厚く、きめ細かな教育が受けられるよう、盲学校、聾学校、養護学校、小中学校の特別支援学級又は通級により教育・指導を行っています。

登別市教育委員会では教育相談を通じて保護者の疑問に答え、その不安を解消するとともに就学時健康診断等の結果に基づき、本人の障がいの状況、保護者の希望、通学に伴う条件を十分に考慮して適切な就学指導を行っています。

このような就学指導を適切に進めていくため、教育委員会では医師、教職員、児童福祉関係職員等、専門家からなる就学指導委員会を設置しています。

今後も、関係機関との連携を深めるなど、就学指導の充実を図っていく必要があります。

また、近年障がいの程度の重度・重複化が一層進んでいる状況にあり、これまで以上に障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を進めることが強く望まれています。

学校施設においては、障がい児がその障がいの程度に応じ、学校生活に支障のないようスロープ、手すり、トイレ等の整備を図る必要があります。

学校外での生活体験や社会体験は、主体的に判断し行動できる能力を身につけるとともに様々な人との交流の機会があり、相互の理解を養うことができます。

このために、地域における学習機会の充実・確保や関連施設の整備を進め、学習しやすい環境に配慮する必要があります。

義務教育を終えた生徒の進路については、次のライフステージへ円滑に移行できるように、関係機関との一層の連携が必要です。

◆ 施策の基本的方向

校内委員会の設置やコーディネーターの指名、個別支援計画の作成等、一人ひとりの教育的ニーズの応じた指導を進めます。また、特別支援学校、児童相談所等の各関連機関、関係団体との連携を図り、特別支援教育の充実に努めます。

●目標 1：相談・指導の充実（学校教育 G）

特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、本人、保護者と十分協議しながら適切な支援を進めます。

●目標 2：校内体制の整備（学校教育 G）

校内委員会を開催し、交流及び共同学習の進め方や障がいのある児童生徒への理解を深め指導を一層充実させるための体制作りに努めます。

●目標 3：特別支援教育の充実（学校教育 G）

コーディネーターの資質向上と各学校の取り組みの情報交換などの研修や、介助員、特別支援学習支援補助員などの適正配置を進め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の充実に努めます。

●目標 4：学校施設の整備充実（教育委員会総務 G）

学校の玄関、トイレの改善やスロープ、手すりの設置など障がい児に配慮した施設整備に努めます。

### 3. 福祉教育の推進

#### ◇ 現状と課題

地域や学校における日常生活の中で、障がい者とふれあう機会をもち、障がい者の問題を自分のこととしてとらえ、適切な行動がとれるようにするためには、幼少期からの体験を通じた活動が大切です。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、各教科をはじめ、特別活動、道徳、総合的な学習の時間等、全教育活動を通じて福祉についての理解を深める指導を行い、人間愛の精神、福祉の心、社会奉仕の精神などの育成に努めています。

また、ボランティア活動をはじめ障がい者との継続的な交流は、豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、さらに障がいや障がい者への理解を深めるうえでも大切なことです。

このため、登別市社会福祉協議会では、小中学校における「総合的な学習の時間」の支援や出前講座やボランティア体験事業などを実施しています。

今後は、児童生徒のボランティア活動の機会を拡充するとともに、交流教育を進め、福祉教育の一層の理解と促進を図っていく必要があります。

#### ◆ 施策の基本的方向

障がいのある児童生徒とない児童生徒が日常的な交流や共同体験を通じてお互いに理解を深め、共に豊かな人間性をはぐくめるよう福祉教育を推進します。

#### ●目標 1：福祉教育の推進（社会福祉G）

福祉出前講座などにより児童生徒の福祉教育に努めます。

- ・障がい者自らの出前講座



●目標 2：体験学習によるボランティアの実践（学校教育G、社会福祉G）

子どもの頃からの地域の福祉活動への参加や福祉施設への訪問などを通して、ボランティア活動の機会の拡充に努めます。

●目標 3：交流教育の推進（学校教育G）

障がいや障がい者に対する正しい理解と思いやりの大切さを学ぶ交流教育の推進に努めます。

